

公益財団法人 神戸市スポーツ協会 機材貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人 神戸市スポーツ協会（以下「協会」という。）が所有する機材（以下「機材」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出機材)

第2条 貸出しすることのできる機材は、別に定めるものとする。

(貸出対象者)

第3条 機材の貸出しの対象とする団体は、次のとおりとする。

- (1) 協会定款第36条に定める加盟団体
- (2) 地方公共団体、教育団体、福祉団体、その他協会が認める団体

(貸出対象活動)

第4条 機材の貸出しの対象とする活動は、前条に掲げる団体が神戸市内で行う営利を目的としない次の各号に掲げる活動とする。

- (1) スポーツに関する活動
- (2) 教育・福祉目的で行う活動
- (3) その他神戸のスポーツを盛り上げる活動など協会が適当と認めた活動

(貸出依頼)

第5条 機材の使用を希望する団体は、機材を使用する日の6か月前から2週間前の間に、スポーツ用具・機材貸出依頼書（様式第1号）により、協会に依頼するものとする。その際、次の各号の資料を添付するものとする。ただし、第3条第1号の団体及び、これまでに機材貸出を利用したことのある団体においては、第1号の資料の添付を省略することができる。

- (1) 団体の概要がわかる資料（団体規約等）
- (2) 機材を使用する行事・イベント等の概要がわかる資料

(使用承認)

第6条 協会は、前条の規定による依頼があった場合は、これを審査し、適当と認めたときは、機材の使用を承認し、スポーツ用具・機材貸出承認連絡書（様式第2号）を依頼者に交付する。

2 協会は、前項の承認にあたり必要な条件を付けることができる。

(使用承認の取消し等)

第7条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認を取消し、現に使用中の場合であっても、その使用を中止することができる。この場合において、その取消しにより同項の承認を受けた団体（以下「使用団体」という。）又は第三者に損害が生じても、協会は一切の責任を負わない。

- (1) 機材の故障等の理由により供用できないとき。
- (2) 使用団体が法令若しくはこの規程による承認の条件に違反したとき。
- (3) 使用団体が偽りその他不正の行為により承認を受けたとき。
- (4) 協会が機材の使用を不適當と認めたとき。

(貸付料)

第8条 協会は、機材を無償で貸付けるものとする。ただし、消耗品費、燃料費その他の実費は、使用団体の負担とする。

(貸出及び返却)

第9条 使用団体は、協会が指定する場所において機材の貸出しを受け、及びこれを返却するものとする。その際、スポーツ用具・機材貸出承認連絡書を持参することとする。

2 機材の貸出日は、使用日の1週間前から前日までとし、使用日から返却までの期間は、1週間を限度とする。ただし、協会が特に必要と認めたときは、この限りではない。

3 貸出し及び返却の受付は、月曜日から金曜日（祝日等を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

4 使用団体は、機材を返却するにあたり清掃等を行い、協会の指定する場所に返還しなければならない。

(転貸等の禁止)

第10条 使用団体は、機材を転貸し、又は貸出しを受けた目的以外に使用してはならない。

(弁済)

第11条 使用団体は、機材を滅失し又は損傷したときは、同一の機材又はこれに相当する代価をもって弁済しなければならない。ただし、使用団体が善良なる管理者の注意義務をもって機材を管理している場合はこの限りではない。

(事故責任)

第12条 機材の使用によって生じた事故等に関しては、協会は一切の責任を負わない。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。